

伊方地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内閣府
愛媛県
愛媛県警察本部
山口県
山口県警察本部
大分県
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省

《 オブザーバー 》

伊方町
八幡浜市
大洲市
西予市
宇和島市
伊予市
内子町
上関町
四国電力（株）

1 訓練の目的

伊方発電所で事故が発生した場合に備え、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 実施日時

平成29年11月14日（火） 8：30～15：00

3 実施場所

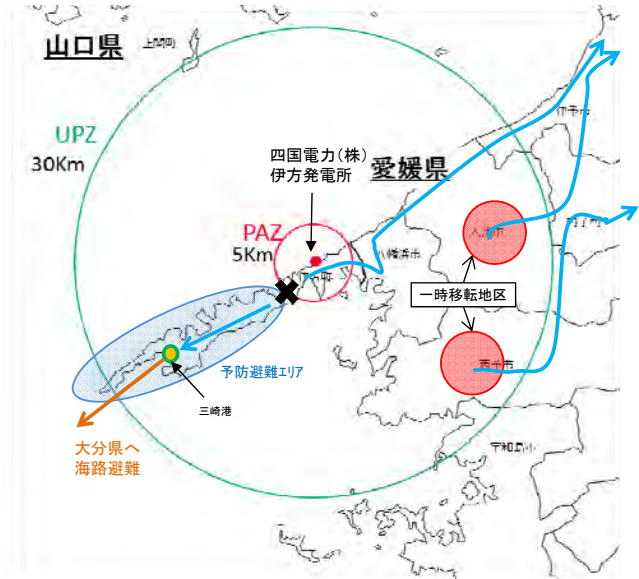
愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径30km以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県

4 参加機関及び参加人数

90機関 約20,000人

5 訓練項目

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時モニタリング訓練
- (3) 災害広報訓練
- (4) 災害対策本部訓練
- (5) 叫叫機運用訓練
- (6) 原子力災害医療活動訓練
- (7) 自衛隊等災害派遣要請訓練
- (8) 住民避難・誘導訓練
- (9) 要配慮者避難訓練
- (10) 交通規制訓練
- (11) 発電所内緊急時対応訓練
- (12) 道路啓開訓練



<訓練想定>

- (1) 地震発生に伴い、伊方発電所3号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び1次冷却材の漏えいが発生したことにより、原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じた。
- (2) 旧伊方町と旧瀬戸町の境界付近で道路寸断。
- (3) 大洲市及び西予市の一部地区で、一時移転指示。

※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）
 (Precautionary Action Zone)
 ※UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）
 (Urgent Protective Action Planning Zone)
 ※予防避難エリア
 (PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

主な新規・拡充した訓練（調整中）

- ドローンにより伊方地域の一部避難経路の状況確認(映像伝送試験)【新規】
- 臨時災害放送(FM放送)による情報発信(伊方地域)【新規】
- より多くの住民参加による大分県への海路避難【拡充】
- 大分県への海路避難において、新たな着岸港(別府港)での避難者受入れ訓練【拡充】
- ①海上自衛隊「しもきた」により別府港へ(新規)、②国道九四フェリーにより佐賀関港へ(継続)
- 広域避難計画啓発用DVDを活用した講習会の実施【新規】



愛媛県地域防災計画(原子力災害 対策編)の修正について



1

地域防災計画(原子力災害対策編)のこれまでの経緯

福島第一原発事故の教訓を踏まえた抜本的見直しとその後の修正

平成25年2月20日の修正

- 原子力災害対策重点区域(PAZ・UPZ)の設定
- 地域の防災体制の強化
- 広域避難への対応

平成25年7月12日の修正

- 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 緊急時モニタリング体制の整備及び実施
- 緊急被ばく医療体制の整備及び実施

平成26年3月27日の修正

- 原子力緊急事態区分を判断する詳細なEAL(緊急時活動レベル)の反映

平成27年8月18日の修正

- 放射能影響予測システム(SPEEDI)の緊急時利用の廃止
- 愛媛県緊急時モニタリング計画の策定(H27.3)を反映
- 地域原子力防災協議会の設置

2

今回の地域防災計画(原子力災害対策編)修正の背景

前回の地域防災計画(原子力災害対策編)修正からの県等の取り組み

県の取組

地域防災計画等に基づく防災対策の進捗

- 「伊方地域の緊急時対応」の策定(27.8)
- 国との原子力総合防災訓練の実施(27.11)
- 「伊方地域の緊急時対応」の改定(28.7)
- 広域避難計画の修正(28.7)
- 県原子力防災訓練の実施(28.11)

国の取組

- 「伊方地域の緊急時対応」の策定(27.8)
- 愛媛県との原子力総合防災訓練の実施(27.11)
- 「伊方地域の緊急時対応」の改定(28.7)
- 原子力災害対策指針の改正(29.7等)
- 防災基本計画の修正(29.4等)

事業者の取組

- 伊方発電所原子力事業者
防災業務計画の修正(29.3等)

3

主な修正の内容

- ①避難等の防護措置の実施方針の確認及び共有
- ②複合災害時における屋内退避中の避難指示
- ③原子力災害医療体制の強化
- ④警戒事態を判断するEALのうち自然災害に係る項目の修正
- ⑤予防避難エリアの明確化
- ⑥広域避難計画における複数の避難経路の設定

4

①避難等の防護措置の実施方針の確認及び共有

○施設敷地緊急事態

国、県、重点市町が協力して作成した、要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係者の間で認識の共有を図るものとする。

○全面緊急事態

国、県、重点市町が協力して作成した、PAZ及び予防避難エリア内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係者の間で認識の共有を図るものとする。また、放射性物質放出後においても、UPZ内において一時移転等が必要となった場合について、一時移転等の実施方針を作成、確認を行った後、関係者の間で認識の共有を図るものとする。

5

②複合災害時における屋内退避中の避難指示

国が、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は重点市町の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

6

③原子力災害医療体制の強化

1. 原子力災害対策指針の改定に伴う名称変更

- ・緊急被ばく医療 ⇒ 原子力災害医療
 - ・初期被ばく医療機関 ⇒ 原子力災害医療協力機関
 - ・二次被ばく医療機関 ⇒ 原子力災害拠点病院
 - ・三次被ばく医療機関 ⇒ 高度被ばく医療支援センター
- (・量子科学技術研究開発機構、広島大学等)

2. 原子力災害医療体制の拡充

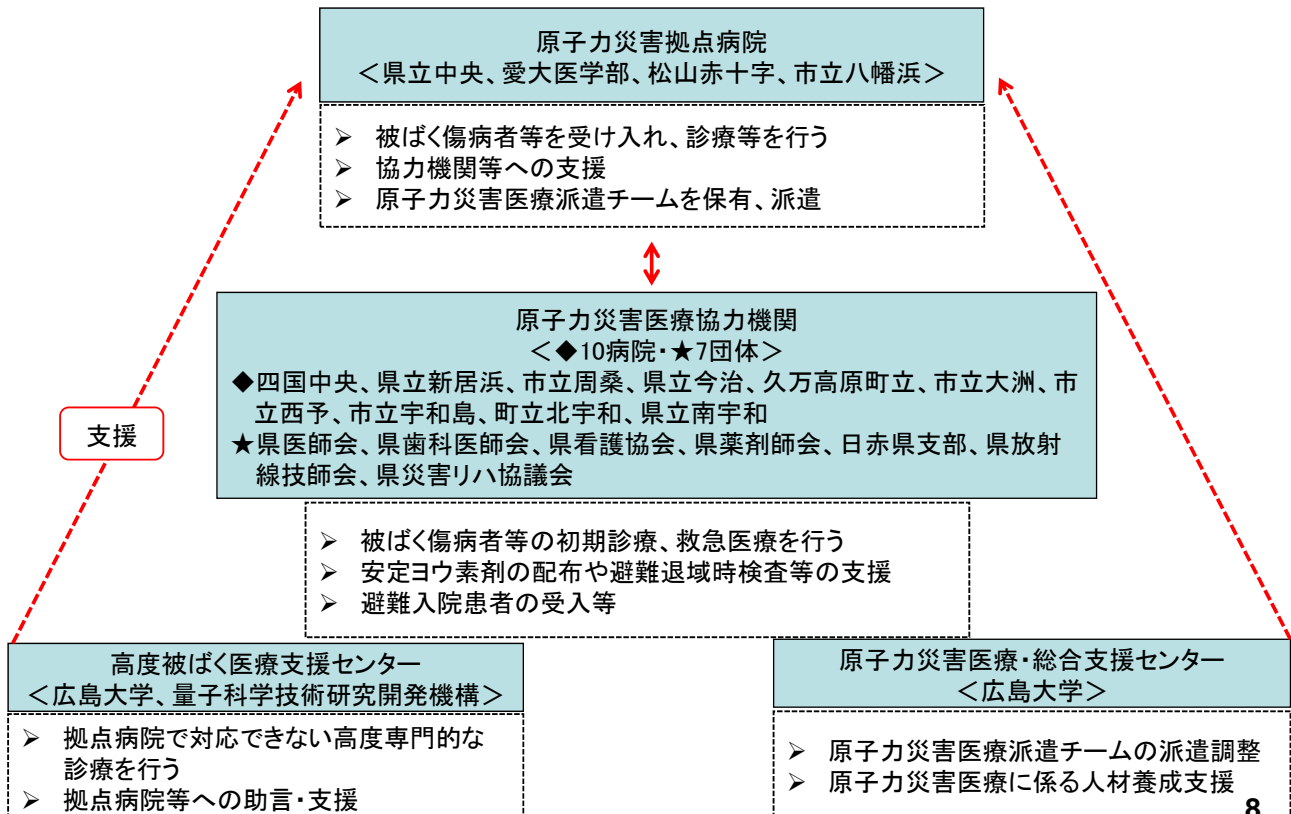
- ・原子力災害医療協力機関 1機関 ⇒ 17機関
- ・原子力災害拠点病院 3機関 ⇒ 4機関

3. 複合災害にも対応可能な県災害医療対策部機能の強化

- ・緊急被ばく医療本部を災害医療対策部に統合
- ※ 自然災害の災害医療対策部体制をベースに機能を再編
- ※ 災害医療対策部長は原子力災害医療調整官を兼務

7

原子力災害医療機関



8

④警戒事態を判断するEALのうち自然災害に係る項目の修正

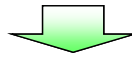
原子力災害対策指針の改正内容

- 警戒事態を判断する自然災害の発生地を都道府県から市町村に変更
理由：立地道府県内において地震・津波が起こった場合でも、立地市町村においては影響が少ない場合を考慮。

地域防災計画の修正内容

(修正前)

- ・県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・県内において、大津波警報が発令された場合



(修正後)

- ・伊方町内において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合

9

⑤予防避難エリアの明確化

- 伊方発電所以西の地域を予防避難エリアとして設定し、PAZ に準じた避難を行うことについて、「伊方地域の緊急時対応」の策定を通じ、具体的かつ合理的である旨、国の原子力防災会議(H27.10)において了承。

予防避難エリアを含めた原子力災害対策重点区域



※上記図は「伊方地域の緊急時対応」より抜粋し、地域防災計画に反映

⑥複数の避難経路の設定

➤「伊方地域の緊急時対応」の改定等を踏まえ、県の広域避難計画や重点市町の避難計画において、複数の避難経路を設定することを明確化。

例)八幡浜市の避難経路



1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- ④訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成29年9月3日(日)、4日(月)

3 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

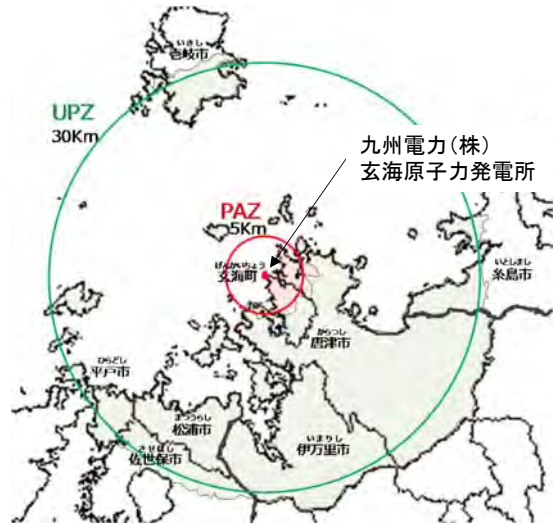
4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
地方公共団体：佐賀県、長崎県、福岡県、

玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市ほか関係市町村

事業者：九州電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等



※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)：Urgent Protective Action Planning Zone

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3)住民避難等の実動訓練

平成29年度原子力総合防災訓練の訓練内容

		1日目	2日目
午前	事業者訓練(事態収束活動)	地震発生により警戒事態発生 警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立)	全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等) <機能別訓練①> ・PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避 <機能別訓練②> ・緊急時モニタリング ・UPZ内住民の一時移転
		施設敷地緊急事態発生 施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定) ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部会議運営 ○複合災害に対応した非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議運営 ○PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の要配慮者の避難	
全面緊急事態発生 全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定) ○15条事象発生報告・上申 ○緊急事態宣言 ○複合災害に対応した原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議運営			
午後			